

「通信方式研究会表彰規定」

1. 通信方式研究会委員長賞

1. 1 目的と概要

通信方式研究会委員長賞は、通信方式分野の研究活動を活性化させるため、通信方式研究会で発表された論文の中で、特に優秀な論文を表彰するものである。

1. 2 対象論文

一年間(四月研究会から翌年三月研究会まで)に通信方式研究専門委員会で受け付け、通信方式研究会で発表された論文であること。招待講演・特別講演は対象としない。

1. 3 選考会議

通信方式研究会委員長を議長とする選考会議にて選考を行う。選考会議の構成員は議長が指名し、通信方式専門委員会の承認をもって決定する。

1. 4 選考方法

〈一次審査〉 研究発表を聴講した通信方式研究会専門委員(委員長、副委員長、幹事、幹事補佐を含む。論文の関係者は含まない)が採点を行う。

採点は下記の点を評価する。

(1)研究の新規性

(2)研究の有用性、当該分野への影響力

(3)発表と論文原稿の品質

(1)と(2)は発表の中で述べられている内容で判断することとする。

〈二次審査〉 一年間に発表された論文の採点結果を踏まえて、選考会議にて表彰候補論文を選出する。選考会議は、一論文につき三名以上の評価者を、専門委員の中から専門領域を考慮して指名する。指名された専門委員が担当する論文を採点する。採点項目は一次審査と同じとする。

〈最終決定〉 選考会議にて、二次審査の結果を踏まえて表彰論文を選出し、専門委員会に推薦する。専門委員会の承認をもって表彰論文を決定する。

1. 5 件数

毎年数件以内。

1.6 表彰

毎年七月開催の通信方式研究会において、委員長より著者各々に表彰盾を贈呈し、さらに代表者に副賞(賞金 10000 円)を贈呈する。

2. 通信方式研究会奨励賞

2.1 目的と概要

通信方式研究会奨励賞は、通信方式分野における若手研究者の研究奨励と研究意欲向上のため、通信方式研究会において優れた論文を発表した発表者を表彰するものである。

2.2 対象者

一年(四月研究会から翌年三月研究会まで)の間に通信方式研究専門委員会で受け付けた論文を通信方式研究会で発表したものであり、発表時に三十三歳未満であること。

2.3 選考会議

1.3 の規定と同じとする。

2.4 選考方法

〈一次審査〉 研究発表を聴講した通信方式研究会専門委員(委員長, 副委員長, 幹事, 幹事補佐を含む。論文の関係者は含まない)が採点を行う。

採点は、若手研究者に期待される水準を勘案して、下記の項目を評価する。

(1)研究の新規性

(2)研究の有用性, 当該分野への影響力

(3)発表と論文原稿の品質

(1)と(2)は発表で述べられている内容で判断することとする。賞の目的を鑑み、研究の完成度よりも、発表者の研究に対する取り組み姿勢を重視して採点する。

〈二次審査〉 一年間に発表された論文の採点結果を踏まえて、選考会議にて表彰候補論文を選出する。選考会議は、一論文につき三名以上の評価者を、専門委員の中から専門領域を考慮して指名する。指名された専門委員が担当する論文を採点する。採点項目は一次審査と同じとする。

〈最終決定〉 選考会議にて、二次審査の結果を踏まえて表彰論文を選出し、専門委員会に推薦する。専門委員会の承認をもって表彰論文を決定する。

2.5 表彰件数

毎年三件程度.

2.6 表彰

毎年七月開催の通信方式研究会において、委員長より受賞者へ表彰盾と副賞(賞金 10000 円)を贈呈する.

2008 年 11 月 6 日 通信方式研究専門委員会制定

2010 年 6 月 10 日 一部改正

2012 年 4 月 26 日 一部改正

2014 年 11 月 6 日 一部改正

2015 年 11 月 12 日 一部改正